

千葉市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養している者（以下「母子家庭の母等」という。）の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にし、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（法第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、本市に住所を有する母子家庭の母等であって、訓練促進給付金については養成機関（通信教育によるものを含む。以下同じ。）において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金については養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の受給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (2) 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) 原則として過去に各給付金を受給していないこと。

(支給対象資格)

第4条 給付金の支給対象資格は、次の資格とする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 介護福祉士
- (4) 保育士
- (5) 理学療法士
- (6) 作業療法士
- (7) 歯科衛生士
- (8) その他、市長が市の実情に応じて認める資格

(支給額)

第5条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度(4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1千円)
- (2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万5百円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額11万5百円)

2 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円
- (2) (1)に掲げる者以外の者 2万5千円

(支給期間等)

第6条 訓練促進給付金の支給期間は、第3条の支給対象者が第4条の支給対象資格を取得するために最低限必要な課程を修業する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間とする。(平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成30年度以前に修業を開始し(平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。)、平成31年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間とする。)

- 2 平成30年4月1日より、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算36月を越えない範囲で支給するものとする。
- 3 訓練促進給付金の支給については、月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給するものとする。ただし支給すべき事由が消滅した場合には、その日の属する月までを支給するものとする。
- 4 修了支援給付金の支給については、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

(事前相談の実施)

第7条 給付金の支給に際しては、保健福祉センターにおいて、給付金の支給を希望する母子家庭の母等に対し事前相談を実施する。

2 事前相談においては、当該母子家庭の母等の養成機関における単位の取得状況と生活状況等を的確に把握し、支給対象資格の取得見込み等を審査するものとする。

(給付金の支給申請)

第8条 訓練促進給付金の支給を受けようとする者は、高等職業訓練促進給付金支給申請書(様式第1号。以下「訓練促進給付金支給申請書」という。)を市長に提出するものとする。

なお、促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以降に行うことができるものとする。

2 訓練促進給付金支給申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。

(1) 当該申請者及びその扶養している児童の戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書又は戸籍の謄本、戸籍の抄本

(2) 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し

(3) 当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書

(4) 第5条第1項第1号に掲げる者にあつては、当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の申請日の属する月の属する年度(4月から7月までの間に申請する場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者に該当することを証明する書類

(5) 支給申請時に修業している養成機関の長が発行する在籍を証明する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

3 修了支援給付金の支給を受けようとする者は、高等職業訓練修了支援給付金支給申請書(様式第2号。以下「修了支援給付金支給申請書」という。)を市長に提出するものとする。

なお、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

4 修了支援給付金の支給申請は、修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

5 修了支援給付金支給申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。

(1) 当該申請者及びその扶養している児童の戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書又は戸籍の謄本、戸籍の抄本(修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。)

(2) 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるものに限る。)

(3) 当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には前々年とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する

月が1月から7月までの場合にあつては前々年)及び修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては前々年)の状況を証明できるものに限る。)

(4) 第5条第2項第1号に掲げる者にあつては、当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税が課されない者に該当することを証明する書類(修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては前年度)の状況を証明できるものに限る。)

(5) 当該カリキュラムの修了証明書の写し又は修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類

(6) その他市長が必要と認める書類
(支給決定)

第9条 市長は、前条第1項の申請があつた場合は、訓練促進給付金の支給要件の審査を行い、速やかに支給の可否を検討し、支給の決定をする場合は、高等職業訓練促進給付金支給決定通知書(様式第3号)により、また支給の決定をしない場合は、高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書(様式第5号。以下「不支給決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第3項の申請があつた場合は、修了支援給付金の支給要件の審査を行い、速やかに支給の可否を検討し、支給の決定をする場合は、高等職業訓練修了支援給付金支給決定通知書(様式第4号)により、また支給の決定をしない場合は、不支給決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(給付金の請求)

第10条 前条第1項により訓練促進給付金の支給決定を受けた当該申請者は、高等職業訓練促進給付金等請求書(様式第6号。以下「請求書」という。)を支給対象月の翌月10日までに市長に提出するものとする。

2 前条第2項により修了支援給付金の支給決定を受けた当該申請者は、請求書を市長に提出するものとする。

(修業期間中の受給者の状況確認等)

第11条 市長は、訓練促進給付金の支給を受けている者(以下「受給者」という。)が養成機関に在籍していること等を確認するため、受給者に対し、定期的に出席状況に関する報告及び養成機関の長が発行する単位取得証明書等の提出を求めることができる。

2 受給者は、母子家庭の母等でなくなったこと、修業を取りやめたこと、本市に住所を有しなくなったこと等により支給要件に該当しなくなったときは、高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届(様式第7号。以下「資格喪失届」という。)により当該資格を喪失した日から14日以内に市長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

3 受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者と生計を同じくするものを含む。)に異動があつたときは、変更の内容が分かる書類を添えて高等職業訓練促進給付金課税状況等変更届(様式第8号。以下「変更届」という。)により変更等があつた日から14日以内に市長に届出なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

4 市長は、受給者がやむを得ない事由により修業を一時休止したときは、訓練促進給付金の支給を一時停止することができる。

(支給決定の取消等)

第12条 市長は、前条第2項の資格喪失届が提出されたとき、又は受給者が訓練促進給付金の支給要件に該当しないと認められたときは、訓練促進給付金の支給を停止し、高等職業促進訓練給付金支給取消通知書(様式第9号)により当該受給者に通知するものとする。

2 市長は、前条第3項の変更届が提出されたとき、又は受給者若しくは受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況の変更が認められたこと等により支給額の変更を決定したときは、高等職業訓練促進給付金支給額変更通知書(様式第10号)により当該受給者に通知するものとする。なお、支給額の変更は、変更事由発生日が属する月の訓練促進給付金より行うものとする。

(修業期間修了後の報告)

第13条 受給者は、修業期間を修了したときは、高等職業訓練修了報告書(様式第11号。以下「修了報告書」という。)を、修了日から1ヶ月以内に市長に提出しなければならない。

2 受給者は、修了報告書の提出に際し、養成機関の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、修業者の訓練の修了を認定する修了証明書の写し又は修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類を添付しなければならない。

(給付金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、支給額に相当する金額の全部を返還させることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日以前に修業期間の3分の2に達している場合は、平成17年7月末日までの申請について、平成17年4月分から支給対象とすることができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱第2条第2項等に定める高等職業訓練修了支援給付金及び第5条第2項等に定める市町村民税課税状況による支給額決定に係る規定は、平成20年4月1日以降に養成機関において修業を開始した者について適用し、平成20年3月31日以前に養成機関において修業を開始した者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行日に修業期間の2分の1に達している場合は、平成21年8月末日までの促進費支給申請について、平成21年4月分から支給対象とすることができる。

- 4 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年6月5日から施行する。
- 2 この要綱第5条第1項(1)及び(2)に定める訓練促進給付金の支給額に係る規定は、施行日の属する月以降の促進費より適用する。
- 3 この要綱の施行日に、修業機関において修業を開始している場合は、平成21年8月末日までの促進費支給申請について、平成21年6月分から支給対象とすることができる。
- 4 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 訓練促進給付金の支給月額が10万円となる市町村民税が課されない者には、寡婦等のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱をした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。
- 3 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該申請者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。